

建設業法施行令改正に伴う特例措置の基準変更について

伊方町では、国の経済対策に対応して円滑に工事執行するため、現場に配置される主任技術者及び現場代理人の兼任要件を緩和する特例措置を継続しているところですが、建設業法施行令の改正（令和7年2月1日施行）により、技術者の専任配置等の金額要件が引き上げられることから、これに合わせて、特例措置の兼任に係る金額要件を次のとおりとし、令和7年2月1日以降に兼任を行おうとするものから適用する。

1 現場代理人の兼任要件に係る特例措置

○兼任要件の緩和

(1) 以下の要件を全て満たす場合

ア 設計金額 4,500万円未満（建築9,000万円未満）

イ 件数 3件以内

（ただし、町工事以外の工事と兼任する場合は2件まで）

ウ 現場間の距離 30分以内

(2) 建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められた工事は、2件まで兼任を認める。

○現場代理人変更時の雇用要件の緩和

(1) 変更日の前日以前に直接的雇用関係があること。

○現場代理人の兼任手続

現場代理人を兼任する場合は、契約時に提出する「現場代理人及び主任(監理)技術者届」の提出前に「現場代理人兼任承認願」により兼任の承認を受け、「現場代理人及び主任(監理)技術者届」と同時に「現場代理人兼任届出書」を提出すること。

○注意事項

(1) 兼任要件を満たしていても、現場の施工管理上、兼任を認めない場合がある。

(2) 兼任を認めた工事において、作業事故又は苦情等が発生し、その原因が施工管理体制の不備と発注者が判断した場合は兼任の解除を命じる。この場合、受注者は常駐することができる別の現場代理人を速やかに配置すること。

(3) 工期途中で現場代理人の兼任の内容に変更があった場合又は新たに伊方町発注以外の工事と現場代理人を兼任することとなった場合は、同様の手続を行うこと。

(4) 他発注機関が発注する工事と兼任できるのは、その発注機関が兼任を認める場合に限りです。

○適用開始

令和7年2月1日以降に公告等を行う工事に適用する。ただし、適用日より以前に契約を締結した工事と適用日以降に公告等を行った工事を兼任する場合も認めるものとする。

2 主任技術者の専任に係る取扱い

○要件

請負金額が4,500万円（建築にあつては9,000万円）以上の建設工事に配置される主任技術者の専任について、下記の要件を全て満たす場合は兼務を認めるものとする。

- (1) 兼任する工事が2件以内で、工事現場相互の最も近い地点間の直線距離が10kmまでの八幡浜土木事務所管内の工事であること。
- (2) 兼任する工事が監理技術者の配置が必要でないこと。
- (3) あらかじめ入札公告、仕様書等により兼務不可となっていない工事であること。

○手続き

入札参加に際し、主任技術者の兼任配置を予定している場合は、事前に「主任技術者の兼任承認願」を提出し、兼任の承認を得ること。ただし、伊方町発注以外の工事と兼任する場合は、当該発注機関の承諾を得たうえで提出すること。

落札後、主任技術者を兼任する場合には、「主任技術者兼任届出書」を提出すること。

○注意事項

- (1) 兼任要件を満たしていても、現場の施工管理上、兼任を認めない場合がある。
- (2) 兼任を認めた工事において、作業事故又は苦情等が発生し、その原因が施工管理体制の不備と発注者が判断した場合は兼任の解除を命じる。この場合、受注者は常駐することができる別の主任技術者を速やかに配置すること。
- (3) 工期途中で主任技術者の兼任の内容に変更があった場合又は新たに伊方町発注以外の工事と主任技術者を兼任することとなった場合は、同様の手続きを行うこと。
- (4) 他発注機関が発注する工事と兼任できるのは、その発注機関が兼任を認める場合に限りです。

○適用開始

令和7年2月1日以降に公告等を行う工事に適用する。ただし、適用日より以前に契約を締結した工事と適用日以降に公告等を行った工事を兼任する場合も認めるものとする。

令和 年 月 日

現場代理人兼任承認願兼承認可否決定通知書

伊方町長 様

請負者 住所
商号又は名称
代表者氏名

下記工事に係る現場代理人を兼任したいので届出いたします。
 なお、工事の施工にあたり関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一兼任が適当でないと判断された場合は、いかなる措置を受けても異議はありません。

現場代理人			連絡先	
現行工事	発注機関		監督員	
	工事名			
	工事場所			
	請負金額			
	工期	年 月 日～	年 月 日	
	配置技術者			
兼任工事 1	発注機関		監督員	
	工事名			
	工事場所			
	現場の間隔	分		
	請負金額			
	工期	年 月 日～	年 月 日	
配置技術者				
兼任工事 2	発注機関		監督員	
	工事名			
	工事場所			
	現場の間隔	分		
	請負金額			
	工期	年 月 日～	年 月 日	
配置技術者				

現場代理人の兼任について

- 兼任を承認する。
 兼任を不承認とする。（理由： ）

第 号
 令和 年 月 日

伊方町長

令和 年 月 日

現場代理人兼任届出書

伊方町長 様

請負者 住所
 商号又は名称
 代表者氏名

下記工事に係る現場代理人を兼任したいので届出いたします。
 なお、工事の施工にあたり関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一兼任が適当でないとは判断された場合は、いかなる措置を受けても異議はありません。

現場代理人		連絡先	
現行工事	発注機関		監督員
	工事名		
	工事場所		
	請負金額		
	工期	年 月 日～	年 月 日
	配置技術者		
兼任工事 1	発注機関		監督員
	工事名		
	工事場所		
	現場の間隔	分	
	請負金額		
	工期	年 月 日～	年 月 日
配置技術者			
兼任工事 2	発注機関		監督員
	工事名		
	工事場所		
	現場の間隔	分	
	請負金額		
	工期	年 月 日～	年 月 日
配置技術者			

年 月 日

主任技術者兼任承認願

伊方町長

様

請負者 住所
商号又は名称
代表者氏名

下記工事に配置している主任技術者について、兼任したいので承認願います。

1 伊方町発注工事

担 当 課	
工 事 名	
工 事 場 所	
主 任 技 術 者	
請 負 金 額	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

2 兼任予定工事

発 注 機 関	
工 事 名	
工 事 場 所	
現 場 の 間 隔	k m
予 定 価 格	
開 札 日	
工 期	契約締結日の翌日 ~ 年 月 日

※現場の間隔は、現場相互間の最も近い直線距離を記入すること。

3 位置図
別紙のとおり

主任技術者の兼任を承認する。

第 号
令和 年 月 日

伊方町長

令和 年 月 日

主任技術者兼任届出書

伊方町長

様

請負者 住所
商号又は名称
代表者氏名

下記工事に係る主任技術者を兼任したいので届出いたします。
なお、工事の施工にあたり関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一兼任が適当でないと判断された場合は、いかなる措置を受けても異議はありません。

主任技術者		連絡先	
現行工事	発注機関		監督員
	工事名		
	工事場所		
	請負金額		
	工期	年 月 日	～
兼任工事 1	発注機関		監督員
	工事名		
	工事場所		
	請負金額		
	工期	年 月 日	～